

南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う
工事用車両の通行等に関する変更確認書（第5回）

南木曾町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、「南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する確認書（令和2年8月20日付取交、令和3年2月16日、令和4年4月1日、令和5年2月13日、同10月13日付一部変更）」（以下「確認書」という。）について、確認書第9条第1項に基づき、その一部を次の通り変更する。

1. 確認書別紙（第2条）を、以下のとおり変更する。

広瀬工区における詰所・工事用品置き場の設置に伴い、別紙2に通行経路を追加する。

本確認書を証するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年3月29日

甲 長野県木曾郡南木曾町読書 3668-1
南木曾町長

向井裕明

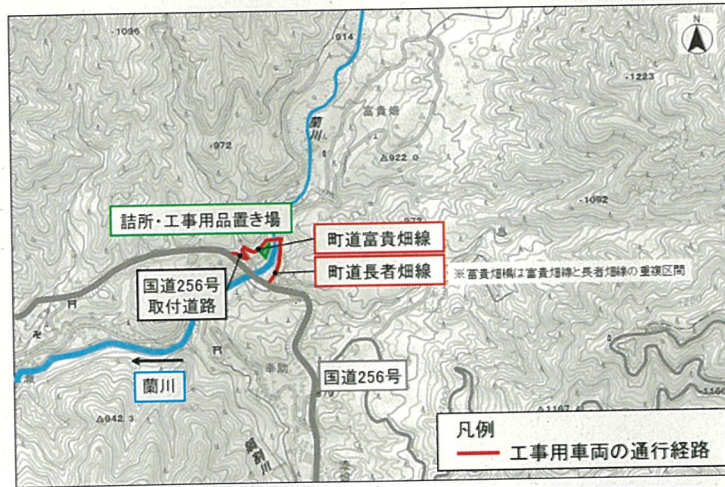
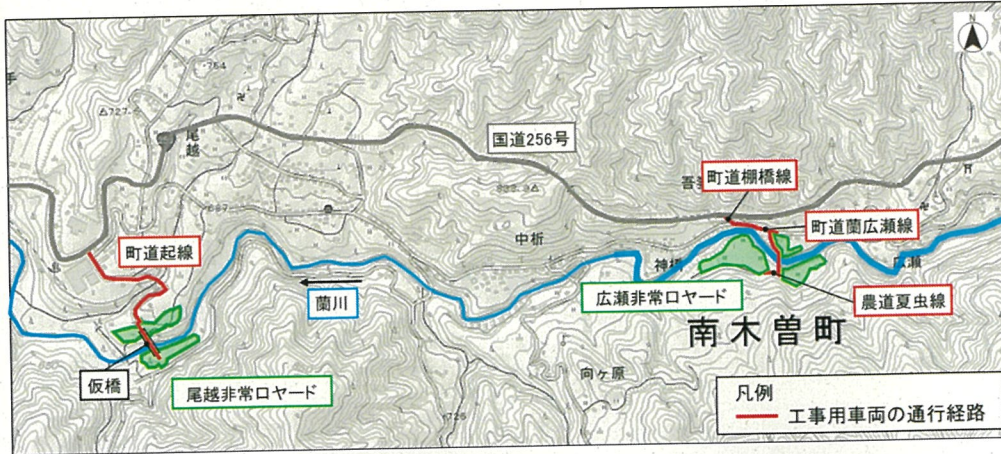
乙 岐阜県中津川市日の出町1丁目45番地
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事局
中津川鉄道建設所長

福山拓郎

丙 長野県飯田市元町 5451 番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長

杉浦禎信

工事用車両の通行経路 (町道起線及び町道棚橋線等)



工事用車両の通行経路 (町道十二兼線)

